

令和7年度 一般社団法人信州上田観光協会「旅行企画助成事業」 Q&A

(一社) 信州上田観光協会

令和7年1月8日

Q1 申請から交付決定まで、また実績報告から支払いまで、どのくらい期間がかかりますか。

A1 順次対応しますが、申請から交付決定は2週間程度で決定通知を发出しています。実績報告から支払いまでは3週間程度でお支払いになります。お支払いについて、通知書などは发出していません。

Q2 バスのツアー自体は宿泊ツアーですが、上田市には宿泊しない場合は対象になりますか。

A2 上田市で宿泊しない場合は宿泊ツアーには該当しません。しかし、募集型企画旅行の場合で1日で上田市内の観光地・施設を2ヶ所以上訪問する場合は日帰りツアーとして対象になります。例えば、1日目に、上田城と生島足島神社を訪問し、宿泊は戸倉上山田温泉（千曲市）の場合は日帰りツアーとして申請が可能です。受注型企画旅行は日帰りツアーの助成はありません。

Q3 募集型企画旅行の場合、企画をしている段階で、チラシの現物はまだありません。申請は可能ですか。

A3 チラシの該当ページをpdfで提出いただければ申請可能です。チラシの原案も校了前で提出できない場合は、会社内部での企画書（任意）等その旅行ツアーが分かる資料を提出いただければ、添付資料として認めます。

Q4 募集型企画旅行で、予定日程が決まっていますが申請は可能ですか。

A4 あくまでも、行程内容が決まっているツアーが対象ですので、対象外となります。

Q5 募集型企画旅行の場合、募集を開始した結果催行人数が足らず中止の可能性もありますが、どの時点で申請したらよいですか。

A5 募集型企画旅行の場合は、ツアーの内容・日程が決定した段階（チラシで募集することが決まった段階）で申請してください。この場合の日程とはチラシ等募集するうえでの日程であるため、催行人数が足らず中止になった場合は、判明した時点で様式第3号（第10条関係）の変更(中止)申請書を提出してください。

Q6 申請の時点での人数と結果時の人数が変わった時は、変更申請書の提出は必要ですか。

A6 バスの台数に変更がない程度の場合は、変更申請書は不要です。実績報告書に実際の人数を記載してください。

Q7 受注型旅行企画の場合、募集チラシ等がありません。

A7 要綱第 8 条に記載の（１）申請書及び（２）行程表のみでかまいません。ただし、行程表の中に団体名・予定人数・バスの台数が記載されていない場合は別途任意の企画書又はしおり(案)を提出してください。また、申請後担当よりそのツアーについて補足資料を求める場合があります。

Q8 上田市内の観光地・施設を 2 ヶ所以上訪問するうえで、証明書などは必要ですか。

A8 申請時の行程表及び実績報告時の行程表で確認を取るため、特段領収書等の提出は不要です。ただし、宿泊ツアーの場合は様式第 5 号の宿泊証明書が必要になります。ただし、宿泊地が上田市外のため、日帰りツアーとして申請している場合は宿泊証明書は不要です。